

健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率および公営企業ごとの資金不足比率の公表が義務付けられました。平成19年度決算にかかる健全化判断比率および資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	18.4	169.8
早期健全化基準	13.29	18.29	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—」で表示しています

○実質赤字・連結実質赤字額は、基金（貯金）を取り崩した結果生じていません。

○実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っているものの、地方債の許可制移行基準である18%を超えているため、地方債の発行に県知事の許可が必要となっています。

○将来負担比率は、早期健全化基準を下回っています。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される可能性があると言えます。

資金不足比率

(単位：%)

	水道事業会計	病院等事業会計	観光事業特別会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	簡易水道事業特別会計
資金不足比率	—	—	214.2	—	—	—
経営健全化基準	20.0					

※資金不足がない場合は、「—」で表示しています

○資金不足比率は、観光事業特別会計（秋芳洞・養鱒場・大正洞・景清洞・リフレッシュパークなど）が経営健全化基準を上回っています。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、経営状況が深刻化していると言えます。

観光事業特別会計の資金不足は、バブル経済の崩壊や観光ニーズの多様化、少子化の影響により入洞者数が減少したことと、観光事業にかかる人件費の負担が大きくなったことなどによるもので、今後、観光客の増加対策と人件費の圧縮などにより資金不足の解消に努めていきます。

(健全財政)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率

(公社・三セクなどを含めた実質的負債による指標)

→ 監査委員の審査に付し議会に報告

財政の早期健全化

(健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合)

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）
- ・外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または県知事が必要な勧告

財政の再生

(健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合)

○国などの関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）
- ・外部監査の要求の義務付け
- ・地方債の制限
財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業などを除き地方債の起債ができなくなります
- ・財政運営が計画に適合していないと認められる場合などにおいては、予算の変更などを勧告

公営企業の経営の健全化

(財政悪化)

※ 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用されます

■実質赤字比率：一般会計などの実質赤字の標準財政規模（地方自治体の標準的な一般財源の規模）に対する比率

■連結実質赤字比率：全ての会計の実質赤字（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

■実質公債費比率：公債費（借入金の元利償還金）および公債費に準じた経費の比重を示す比率の3ヶ年平均

実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行します。また、25%を超えると地方債の発行が制限されます

■将来負担比率：地方債（借入金）残高のほか一般会計などが将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

■資金不足比率：公営企業ごとの資金不足の比率

問合せ先 市財政課 (☎0837-5226)